

和歌山県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱

第1 趣旨

本県における依存症の医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「国要綱等」という。）に基づき、依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）及び依存症治療拠点機関（以下「治療拠点機関」という。）の選定について、必要な事項を定める。

第2 実施主体

- (1) 知事は、県内に所在地を有する保険医療機関について専門医療機関の選定を行う。
- (2) 知事は、(1)により選定された専門医療機関のうちから治療拠点機関の選定を行う。

第3 申請手続

専門医療機関及び治療拠点機関に選定されることを希望する保険医療機関は、知事に対し、申請書（様式1）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

第4 選定の要件

- (1) 専門医療機関及び治療拠点機関の要件は、国要綱等別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」とおとりとする。
- (2) 国が(1)に定める基準を改正した場合は、知事は、既に選定された専門医療機関及び治療拠点機関に対し、速やかに周知するとともに、改正後の選定基準を満たしているかどうかを審査しなければならない。
- (3) (2)の結果、専門医療機関及び治療拠点機関が改正後の基準を満たさなくなった場合は、第9に定める選定の解除の手続を行わなければならない。

第5 審査

- (1) 知事は、選定に係る申請書類の提出を受け、審査の結果、第4の選定の要件を満たしていると認められる場合は、速やかに当該保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関として選定する。
- (2) 知事は、申請書類に不備や不足等があった場合に、申請した保険医療機関に対して補正を求めることができる。
- (3) 知事は、(1)の審査において、必要がある場合は追加の添付書類の提出を求めることができる。

第6 選定の通知

知事は、第5による審査を経て保険医療機関を専門医療機関又は治療拠点機関に選定した場合、速やかに選定通知書（様式2）により選定したことを通知する。

第7 公表

知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関について、県のホームページ上に掲載すること等によって公表する。

第8 選定要件の確認

知事は、選定した専門医療機関及び治療拠点機関が第4の選定の要件を満たしているかについて、適時、確認を行うこととする。

第9 選定の解除

- (1) 第4の選定の要件を満たさなくなった専門医療機関及び治療拠点機関は、知事に対して速やかに辞退届（様式3）を提出しなければならない。
- (2) 知事は、(1)の辞退届を受理したときは、辞退届の内容を審査のうえ、速やかに解除通知書（様式4）を交付する。
- (3) (1)の規定にかかわらず、辞退届の提出がない専門医療機関及び治療拠点機関に関し、第8に基づく確認により、第4の選定の要件を満たしていないことが判明した場合は、知事は、職権によって選定の解除を行うことができるものとする。なお、この場合、職権で選定の解除を行った旨を解除通知書（様式4）に記載のうえ当該専門医療機関及び治療拠点機関に交付する。

第10 参考

本要綱は、令和元年9月13日から適用する。

本要綱は、令和3年4月1日から適用する。